

吳市教育委員会議題  
(平成29年5月22日定例会)

吳市教育委員会

平成29年5月22日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第15号 平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 4 報告第7号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について
- 5 報告第8号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について
- 6 教議第16号 平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 7 報告第9号 平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 8 教議第17号 平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 9 報告第10号 平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- 10 報告第11号 平成29年度学校別児童、生徒数等について
- 11 報告第12号 広島県に対する提案事項について 【非公開】
- 12 教議第18号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について  
(人事案件) 【非公開】

平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る  
基本方針について

平成29年5月 日  
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された「特別の教科 道徳」の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

- ア 基礎・基本の定着
- イ 主体的に学習に取り組む工夫
- ウ 内容の構成・配列・分量
- エ 内容の表現・表記
- オ 言語活動の充実

(2) 適正かつ公正な採択の確保

- ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。
- イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

- ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。
- イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。
  - (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
  - (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
  - (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について

- ア 採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（平成30年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから行う。
- イ 教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者の

みならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

(ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、選定委員には保護者や学識経験者を加える。
- c 「特別の教科 道徳」の教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、教育長に報告する。

(イ) 調査・研究委員会においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき、「特別の教科 道徳」の教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。
- b その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、全ての教科用図書の特徴について意見を付す。
- c 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭並びに教育委員会の指導主事の中から任命する。
- d 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。

(2) 小学校及び中学校用の教科用図書について（「特別の教科 道徳」を除く）原則、平成28年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択  
 手続について

学校教育課

平成27年3月の学校教育法施行規則の改正を受け、学習指導要領の一部改正が告示された。そのことに伴い、小学校において「特別の教科 道徳」が平成30年度から全面実施されるため、使用する教科用図書を採択する必要がある。

平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」による。

2 採択の手順

別紙「教科用図書採択の手順」及び「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」による。

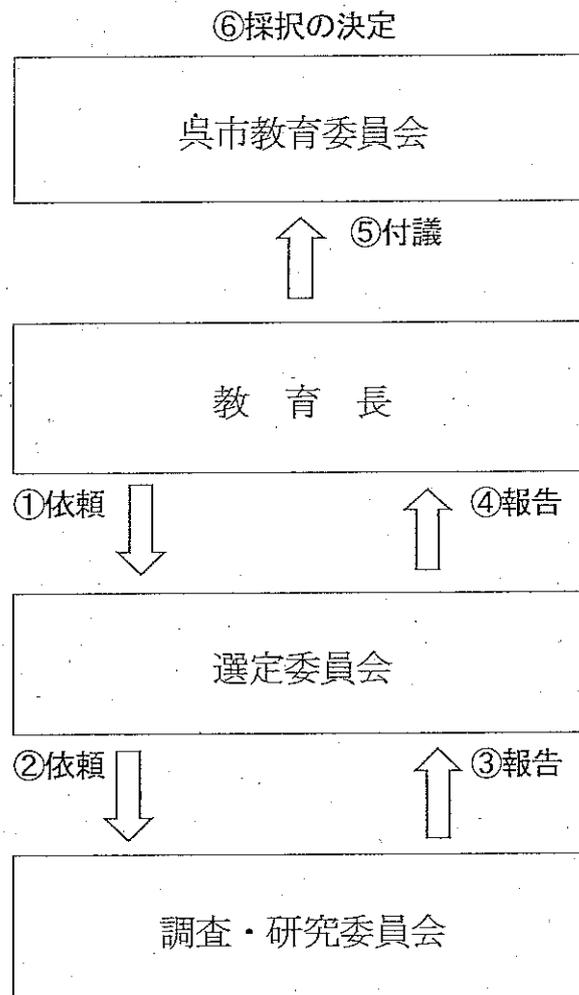
3 日程

	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」定例教育委員会会議で採決</li> <li>○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」を定例教育委員会会議で採決</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」，及び「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について」を定例教育委員会会議で報告</li> <li>○校長会で採択の概要について説明</li> <li>○選定委員，調査・研究委員の委嘱手続</li> <li>○選定委員会（3回実施）</li> <li>○調査・研究委員会（3回実施）</li> <li>○教育長への報告（選定委員会委員長の報告）</li> <li>○定例教育委員会会議（議決，採択）</li> </ul>

※ 教科用図書の法定展示期間

平成29年6月16日（金）～平成29年7月5日（水）（14日間）

## 教科用図書採択の手順【小学校「特別の教科 道徳」】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」，「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会の示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，すべての教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に，すべての教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 呉市教育委員会事務局において選定委員会の報告を検討し，呉市教育委員会の会議にかける。
- ⑥ 報告を基にすべての教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市小学校長会長1名

(イ) 保護者代表2名及び学識経験者1名

(ウ) 呉市立小学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長10名（各教科部会1名、道徳部会1名）

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として3回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）に依頼する。

(ア) 道徳部会を代表する校長は、教科の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、全ての教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

(ア) 道徳部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、全ての教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」及び選定委員会が示

した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

### 3 調査・研究委員会

#### (1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、8名以内の者を委嘱又は任命する。ただし、より幅広い視点から調査・研究を行うため、次の(ア)、(イ)、(ウ)から各1名以上を含むこととする。

(ア) 呉市立小学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

(イ) 呉市中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

(ウ) 呉市教育委員会の指導主事

イ 調査・研究委員のうち、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長または教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員会は、原則として3回開催する。

#### (2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、すべての教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

### 4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る  
基本方針について

平成29年5月 日  
呉市教育委員会

## 1 採択基本方針

### (1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

### (2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

### (3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(7) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(4) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(9) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

## 2 選定上の留意事項

(1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育委員会に報告する。

(2) 学校の実態や教育目標等を充分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。

(3) 保護者の経済的負担について配慮する。



平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

平成30年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」による。

2 採択の手順

別紙「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」による。

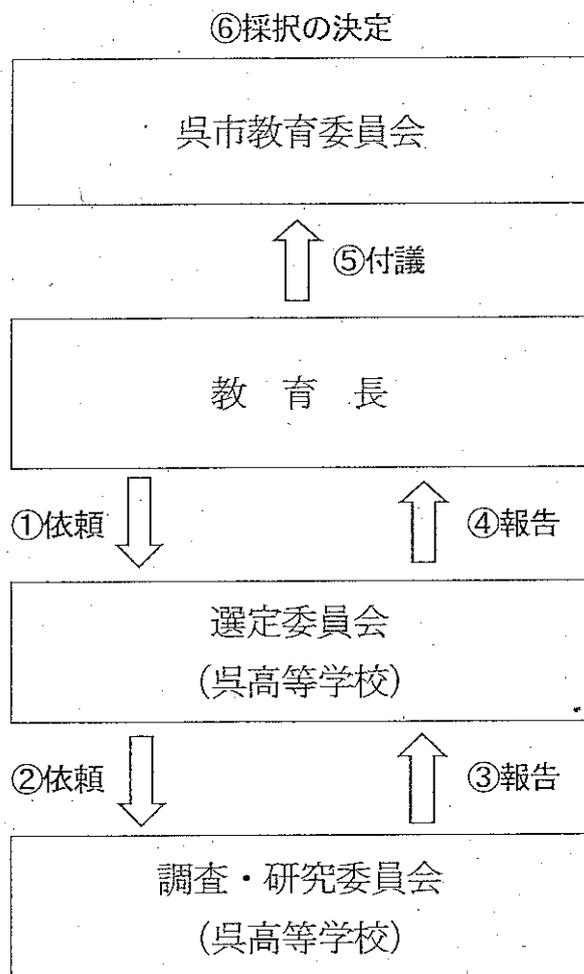
3 日程

	内 容
4月	○「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」定例教育委員会会議で採決 ○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 8月	○「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」を定例教育委員会会議で採決 ○「平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を定例教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究委員会 ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○定例教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示期間

平成29年6月16日（金）～7月5日（水）（14日間）

## 教科用図書採択の手順【呉高等学校】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」，「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会が示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 呉市教育委員会事務局において選定委員会の報告を検討し，呉市教育委員会の会議にかける。
- ⑥ 報告を基に教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

## 呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

### 1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

### 2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
  - ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
  - イ 地域代表，学識経験者等
- (2) 校長を委員長，教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき，調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し，その結果について理由を付し，呉市教育委員会教育長に報告する。

### 3 調査・研究委員会

- (1) 教科用図書について，充分かつ綿密に調査・研究を行い，その結果について，選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから，調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため，調査員は選定委員会の委員と重複しない。

#### 付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

- 改正 平成25年4月1日  
平成26年5月12日  
平成28年5月9日  
平成28年6月3日  
平成29年5月16日



平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

平成29年5月 日  
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

- ア 内容の特徴・程度
- イ 内容の構成・配列・分量
- ウ 内容の表現・表記
- エ 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

(ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

(イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

(1) 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書(以下「検定済教科用図書」という。)を使用することが適当でない場合には、下

学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は原則文部科学省の「平成30年度用一般図書一覧」に登載されたうちから採択する。

- (2) 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を教育長に提出する。

平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択  
 手続について

学校安全課

小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

平成30年度呉市小・中学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」による。

2 採択の手順

別紙「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

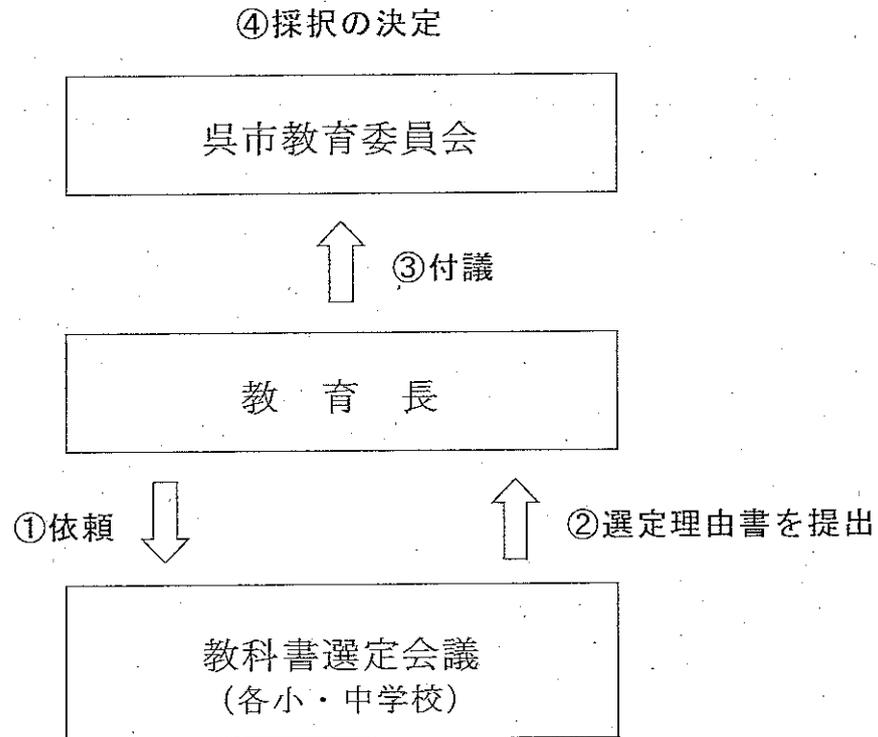
3 日程

	内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」定例教育委員会会議で採決</li> <li>○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」を定例教育委員会会議で採決</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を定例教育委員会会議で報告</li> <li>○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知</li> <li>○教科書選定会議</li> <li>○教育長への選定理由書の提出</li> <li>○定例教育委員会会議（議決、採択）</li> </ul>

※ 教科用図書の法定展示期間

平成29年6月16日（金）～7月5日（水）（14日間）

## 教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小・中学校に「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 各小・中学校は，教科書選定会議を設置し，児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに，選定理由書を提出する。
- ③ 呉市教育委員会事務局において提出された選定理由書を検討し，呉市教育委員会の会議にかける。
- ④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

番 号	学校名	児童・生徒数										編制学級数						合 計							
		通常学級					特別支援学級					通常学級							特別支援						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年		3年	4年	5年	6年	小計	特別	支援
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年		3年	4年	5年	6年	小計	特別	支援
1	方仁	49	46	57	36	50	46	284	1	0	2	0	2	3	8	292	2	2	2	1	2	2	11	2	13
2	広南	19	23	19	21	18	19	119	0	0	0	0	0	0	0	119	1	1	1	1	1	1	6	0	6
3	白岳	111	127	135	132	122	163	790	3	3	0	1	4	5	16	806	4	4	4	4	4	5	25	3	28
4	広	109	90	107	91	109	95	601	1	3	0	4	3	3	14	615	4	3	3	3	3	3	19	3	22
5	三坂地	69	66	63	55	64	56	373	1	6	5	2	2	4	20	393	2	2	2	2	2	2	12	4	16
6	郷原	60	67	57	70	64	65	383	1	1	3	1	0	1	7	390	2	2	2	2	2	2	12	2	14
7	横路	140	144	127	140	133	129	813	4	4	4	3	1	3	19	832	4	5	4	4	4	4	25	3	28
8	阿賀	99	98	97	96	94	86	570	0	2	4	4	0	2	12	582	3	3	3	3	3	3	18	2	20
9	原	22	19	21	22	23	27	134	1	1	2	1	1	0	6	140	1	1	1	1	1	1	6	2	8
10	警固屋	20	16	15	14	13	18	96	0	0	0	0	0	0	0	96	1	1	1	1	1	1	6	0	6
11	坪内	22	18	29	21	29	22	141	0	0	0	1	0	0	1	142	1	1	1	1	1	1	6	1	7
12	宮原	19	23	20	17	20	20	119	1	0	0	2	1	0	4	123	1	1	1	1	1	1	6	3	9
13	和庄	37	39	54	41	33	35	239	0	0	1	3	0	2	6	245	2	2	2	2	2	1	10	2	12
14	本通	26	23	38	22	30	29	168	1	3	0	2	0	1	7	175	1	1	1	1	1	1	6	2	8
15	長迫	21	23	21	27	20	13	125	3	1	1	0	0	0	5	130	1	1	1	1	1	1	6	2	8
16	明立	36	42	47	35	32	37	229	0	1	1	1	1	1	5	234	2	2	2	2	2	1	9	2	11
17	山田	69	84	72	69	69	61	424	1	1	0	0	1	1	4	428	2	3	2	2	2	2	13	2	15
18	呉中央	89	109	115	106	94	89	602	3	1	3	4	5	2	18	620	3	4	3	3	3	3	19	4	23
19	両城	14	23	22	20	17	20	116	0	0	0	0	0	0	0	116	1	1	1	1	1	1	6	0	6
20	港町	29	39	30	35	41	33	207	1	2	1	0	0	0	4	211	1	2	1	1	2	1	8	2	10
21	吉浦	62	60	57	57	48	50	334	1	1	0	1	0	1	4	338	2	2	2	2	2	2	12	2	14
22	天心	27	23	32	38	33	29	182	0	2	2	3	1	1	9	191	1	1	1	1	1	1	6	2	8
23	昭和西	76	63	62	76	58	77	412	0	2	1	3	2	1	9	421	3	2	2	2	2	2	13	2	15
24	昭和中央	79	81	88	98	81	99	526	1	0	1	2	4	2	10	536	3	3	3	3	3	3	18	3	21
25	昭和南	33	36	25	49	39	42	224	1	1	0	0	1	1	4	228	1	2	1	2	1	2	9	2	11
26	昭和北	135	109	97	116	104	140	701	0	4	6	0	1	2	13	714	4	4	3	3	3	4	21	3	24
27	下蒲刈	4	5	6	4	7	5	31	0	0	0	1	0	0	1	32	1	1	0	0	0	0	4	1	5
28	川尻	57	62	47	68	41	65	340	1	3	2	0	3	2	11	351	2	2	2	2	2	2	12	2	14

番号	学校名	児童・生徒数											編制学級数												
		通常学級						特別支援学級					通常学級							特別支援					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計					
		小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計					
29	音戸	26	17	17	28	17	22	127	0	1	1	0	0	2	4	131	1	1	1	1	1	1	6	2	8
30	波多見	39	34	38	37	36	27	211	3	2	0	1	2	10	221	2	1	1	1	1	1	1	7	2	9
31	明徳	16	11	9	14	15	20	85	0	0	0	0	0	0	85	1	1	1	1	1	1	1	6	0	6
32	倉橋	15	17	14	16	15	17	94	1	1	0	1	0	3	97	1	1	1	1	1	1	1	6	2	8
33	蒲刈	5	6	7	5	3	5	31	0	0	0	0	0	0	31	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	4	0	4
34	安浦	58	57	56	44	47	53	315	1	3	1	2	2	10	325	2	2	2	2	2	2	2	12	3	15
35	安登	25	17	14	16	23	26	121	0	0	0	0	0	0	121	1	1	1	1	1	1	1	6	0	6
36	豊	7	12	10	12	9	6	56	0	1	0	0	1	3	59	1	1	1	1	0.5	0.5	0.5	5	2	7
合計		1724	1729	1725	1748	1651	1746	10323	31	50	41	43	38	247	10570	66	68	61	60	59.5	61.5	61.5	376	69	445

平成29年度学校別児童・生徒数等について(中学校)

平成29年5月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数										編制学級数				合計	
		通常学級					特別支援学級					通常学級					特別 支援 計
		小計					小計					小計					
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計				
1	仁方	42	45	50	137	1	1	2	4	141	2	2	2	6	2	8	
2	広南	22	17	20	59	0	0	1	1	60	1	1	1	3	1	4	
3	白岳	136	138	141	415	1	7	3	11	426	4	4	4	12	3	15	
4	広中央	156	171	154	481	5	2	3	10	491	4	5	4	13	2	15	
5	郷原	73	73	66	212	2	1	1	4	216	2	2	2	6	2	8	
6	横路	113	105	105	323	4	1	2	7	330	3	3	3	9	1	10	
7	阿賀	91	90	84	265	1	2	0	3	268	3	3	3	9	2	11	
8	警固屋	21	13	24	58	0	0	1	1	59	1	1	1	3	1	4	
9	宮原	38	43	42	123	0	2	3	5	128	1	2	2	5	2	7	
10	和庄	82	84	90	256	2	2	3	7	263	3	3	3	9	3	12	
11	東畑	43	56	62	161	3	2	2	7	168	2	2	2	6	2	8	
12	片山	52	63	47	162	1	0	0	1	163	2	2	2	6	1	7	
13	呉中央	79	93	87	259	2	4	4	10	269	2	3	3	8	2	10	
14	岡城	49	57	49	155	0	0	1	1	156	2	2	2	6	1	7	
15	吉浦	54	59	61	174	1	0	0	1	175	2	2	2	6	1	7	
16	天応	27	26	26	79	0	1	2	3	82	1	1	1	3	2	5	
17	昭和	116	128	128	372	3	3	4	10	382	3	4	4	11	3	14	
18	昭北	198	213	190	601	2	2	2	6	607	5	6	5	16	2	18	
19	下蒲刈	12	12	6	30	0	0	1	1	31	1	1	1	3	1	4	
20	川尻	57	50	48	155	4	0	0	4	159	2	2	2	6	2	8	
21	音戸	61	63	69	193	1	1	1	3	196	2	2	2	6	2	8	
22	明德	15	12	18	45	0	0	1	1	46	1	1	1	3	1	4	
23	倉橋	14	10	22	46	1	1	0	2	48	1	1	1	3	1	4	
24	蒲刈	4	2	6	12	0	0	0	0	12	1	1	1	3	0	3	
25	安浦	71	61	71	203	1	1	1	3	206	2	2	2	6	1	7	
26	豊浜	9	17	15	41	2	1	2	5	46	1	1	1	3	2	5	
	合計	1635	1701	1681	5017	37	34	40	111	5128	54	59	57	170	43	213	



呉市教科用図書の採択に関する規程

制定 昭和60年5月23日 呉市教育委員会訓令第4号

呉市立小中学校

呉市立呉高等学校

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）に基づき、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の行う教科用図書の採択（以下「採択」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 前条の趣旨に沿った採択を行うため、呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）を置く。

(小・中学校の採択の方針及び手順)

第3条 採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする。

- (1) 教育長は、選定委員会に、採択日程及び教科用図書選定の注意事項等を示す。
- (2) 教育長は、選定委員会に、教科用図書の選定についての審議を依頼する。
- (3) 選定委員会は、調査・研究委員会に、教科用図書の調査・研究を依頼し、報告を受けた後、当該報告について審議し、その結果を教育長に報告する。
- (4) 教育長は、教育委員会事務局において選定委員会の報告を検討し、採択は、教育委員会の会議の議決を経て行う。この場合においては、報告を基にすべての教科用図書について審議するものとする。

(選定委員会の所掌事務)

第4条 選定委員会は、前条に規定する採択の方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書の調査・研究をするに当たっての観点を示す。

2 選定委員会は、調査・研究委員会の報告を基に、幅広い視野からの意見を取り入れ、すべての教科用図書について審議し、その結果について当該理由を付した上、教育長に報告する。

(選定委員会の委員)

第5条 選定委員会は、次項において定める委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 呉市小学校長会長又は呉市立中学校長会長
- (2) 若干名の保護者代表又は学識経験者
- (3) 呉市立小学校教育研究会又は呉市立中学校教育研究会に属する教科部会及び道徳部会を代表する校長

3 選定委員の任期は、任命又は委嘱の日の属する年度の8月31日までとする。

4 採択に直接の利害を有する者は、選定委員となることができない。

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集し、選定委

員会の委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、選定委員の半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(調査・研究委員会の所掌事務)

第8条 調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点に基づき、すべての教科用図書について専門的な視野から調査・研究を行い、選定委員会に報告するものとする。

(調査・研究委員会の委員)

第9条 調査・研究委員会は、教科用図書の発行種目ごとに8名以内の委員をもって組織する。

- 2 調査・研究委員会の委員(以下「調査・研究委員」という。)は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭並びに教育委員会の指導主事の中から、教育委員会が任命する。ただし、選定委員と重複することはできない。
- 3 調査・研究委員は、教育長が別に定める教科用図書の発行種目に応じた部会(以下「部会」という。)に所属し、部会ごとに代表者を定める。
- 4 調査・研究委員の任期は、任命の日の属する年度の8月31日までとする。
- 5 採択に直接の利害を有する者は、調査・研究委員となることができない。

(情報の公開)

第10条 教育委員会は、採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

2 次の各号に掲げる事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

- (1) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- (2) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (3) 前2号のほか開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

(採択の期間)

第11条 同一の教科用図書を採択する期間は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第15条の規定に基づく期間とするものとする。

(校長の義務)

第12条 校長は、調査・研究委員が教科用図書の研究に十分取り組めるように努めなければならない。

(呉市立呉高等学校の採択の方針及び手順)

第13条 呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択については、別に定める。(委任規定)

第14条 この規程に定めるもののほか、採択について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

付 則

この規程は、令達の日から施行し、昭和60年5月1日から適用する。

改正(平成元年3月27日)

改正(平成10年4月1日)

改正(平成13年5月24日施行 平成13年4月1日適用)

改正(平成14年7月8日)

改正(平成17年5月25日)

改正(平成20年5月23日)

改正(平成26年5月16日)

改正(平成29年4月21日)